

青丘學叢 第三號 (昭和六年二月發行)

研究

鬱陵島 その發見と領有

田保橋 潔

一 鬱陵島の名稱 松島 竹島

朝鮮半島東南に散布せられる無數の屬島中、近代世界史上その名の記録せられるもの三あるに過ぎない。濟州島(Quelpert)、巨文島(Port Hamilton)及び鬱陵島(Dagelat)是である。濟州島については、曩に小倉京城帝國大學教授の論文あり、<sup>(註)</sup>著者亦同島に關する考を有するが、巨文島の國際關係研究と共に之を後日に譲り、

鬱陵島 その發見と領有 (田保橋)

本篇には鬱陵島に問題を限ることとする。

鬱陵島即ちダジュレエ島は武陵、羽陵、芋陵、或は于山島の名を以て知られ、國史に於ても芋陵島として傳へられて居ることは周知の事實である。然るに近代に至り、本邦人特に山陰地方の漁民、同島に渡航するものあるに及んで、日本名が附せられた。朝鮮通交大紀に見える礮竹島を初めとし、後に竹島、或は松島として知られて居る。後鬱陵島の東南に、巨巖の海中に屹立するもの(現行海圖上のリヤンクウル島 Liancourt)あること知られるに及び、松島、竹島の名稱は、鬱陵島とリヤンクウル島間に混同せられる傾向が生じた。<sup>(註2)</sup>

鬱陵島が礮竹島、或は之を省略して竹島として知られた時代は詳かでないが、芝峯類説<sup>二</sup>地理部に、『近聞倭奴占據礮竹島、或謂礮竹、即蔚陵島也』<sup>(註3)</sup>とあるより考ふるに、我慶長以前にあることは明かだ、或は室町時代に溯るものがあらう。後江戸時代中期、山陰道各地に於ては、單に竹島の名を以て知られた。礮竹島或は竹島の名は、鬱陵島に巨大なる竹を産するためで、李氏朝鮮太宗王の時敎命によつて、同島を視察した按撫使金麟雨の報告に、『土地沃饒、竹大如杠、鼠大如猫、桃核大於升、凡物稱是』と見え、後元祿七年九月朝鮮國禮曹參判李侖の對州藩王宗對馬守<sup>倫義</sup>に宛てた書契中にも、『然雖我氓漁採之地本是蔚陵島、而以其產竹或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國書籍之所記、貴州人亦皆知之』とあるによつても知られる。<sup>(註4)</sup>

鬱陵島が松島と稱せられたのは幕末時代であり、その理由は全く不明である。或は同島の遠望より生じた名稱かとも思はれる。而して此頃に至つては、かのリヤンクウル島の存在も知悉せられて居たので、此兩島は次

第に混同せられるに至つた。明治初年鬱陵島開拓の議起り、外務卿寺島宗則よりその調査を、外務省記録局長渡邊洪基、外務大屬坂田諸遠に命せられるや、松島、竹島或は一島なりとし、或は二島なりとして遂に判明せず、更めて舊鳥取縣令伊集院兼善に調査を依頼し、古記録及び故老漁民の言に徴して、二島の存すること明瞭なるを得たが、松島、竹島共に鬱陵島に命せられた名稱なりや、或は鬱陵島、リヤンクウル島に各別に命名せられた名稱なりやは、軍艦を派遣して實地探險するまで、遂に明確なるを得なかつた。<sup>(註5)</sup>

今日鬱陵島の別名を松島、リヤンクウル島の別名を竹島とするのは、英國海軍の慣用に從へるものと信せられる。英國海軍水路志に、ダジュレエ島の本名を *Matsu-Sima* とし、フランスの地理學者ルイ・ヴィヴィアン・ド・サン・マルタン (*Louis Vivien de Saint-Martin*) 亦之に從ひ、その大著新撰世界地名大辭書に、ダジュレエ島の日本名を *Matsu-Sima* として居る。リヤンクウル島についてはその日本名を擧げて居ないが、既に鬱陵島の別名が松島と規定せられた以上は、竹島がリヤンクウル島の別名とせられたのも自然の數である。<sup>(註6)</sup>

かくして鬱陵島の日本名は松島と確定せられ、その本來の別名竹島は意外なる小島リヤンクウルに移されたものである。

(註1) 小倉進平 ヘンドリック・ハメルの朝鮮漂流記(京城日報昭和二年四月二十九日、三十日、五月一日)。

(註2) 新增東國輿地勝覽(朝鮮史學會本) 卷四五、芝峯類説(朝鮮古書刊行會本) 卷二、朝鮮通交大紀卷五。

(註3) 芝峯類説は光海君時の吏曹判書李暉光の撰にかゝり、萬曆四十二(慶長十九)年七月の序がある。

(註4) 新增東國輿地勝覽卷四五江原道蔚珍條、朝鮮通交大紀卷八。

鬱陵島 その發見と領有。(田保橋)

(註5) 海峽群島之誌

(註6) L. Vivien de St-Martin & L. Rousselet, Nouveau Dictionnaire de Géographie universelle. Paris, 1884-1887. vol.

II, p. 2, vol. III, p. 348. J. W. King, China Pilot. 3rd Edition. London, 1861. p. 376.

## 二 ド・ラ・ベルウズド・ラ・ベルウズの鬱陵島發見

鬱陵島の位置が實測を経て、海圖に記入せられ、全世界に其存在を紹介せられたのは極めて遅く、十八世紀末英國地理學者エドワード・ヒイウッドの所謂地理發見時代の最高潮に達した當時である。而してその發見者として傳へられるのは、英國海軍大佐ジェームズ・クックと並稱せられる、フランス國航海家海軍大佐カロウ・ド・ラ・ベルウズである。

一七六八年より一七八〇年に亙り、三回に達するクック海軍大佐の太平洋探險は、從來探險家、地理學者によつて多く注意せられなかつた、南北太平洋の地理を闡明ならしむるを得たもので、その功績は不朽たるべきものであるが、是に注意したのは、彼自身一個の地理學者たるフランス國王ルイ十六世である。ルイ十六世は、クック海軍大佐の遠征、特に第三回太平洋探險の中途にて斃れ、その目的を充分に果し得なかつたのに鑑み、フランス國より別に探險艦隊を派遣して、その遺業を完成せしめやうとした。その指揮官として簡拔せられたのが、剛勇にしてしかも學識に富み、且航海に豊富なる經驗を有する海軍大佐ジャン・フランソア・ガロ

ウ・ド・ラ・ベルウズ(Jean François Galoup de la Pérouse)その人である。(註7)

ド・ラ・ベルウズ海軍大佐の使命は、一七八五年六月二十六日國王ルイ十六世より授けられた勅令覺書によつて規定せられて居る。此覺書は五部に分たれ、國王御製と傳へられる頗る浩澁なもので、之によれば、ド・ラ・ベルウズは大體に於てクック海軍大佐の航跡を辿り、ケープ・ホーンを迂回して、南太平洋に入れる後、ポリネシア群島、ニュー・ジラランド、オーストリアを探險した後、北太平洋に進入し、ハワイ諸島よりアメリカ大陸の西海岸に沿うて探險を續け、アラスカ地方に及び、轉じてベーリング海峡、カムチャトカ半島一帯の海岸を測量し、千島列島より日本列島に沿うて南下、澳門、廣東、若くはマニラに入港此地に於て若干日休養すべきである。(註8)次に勅令は規定して云ふ。

ド・ラ・ベルウズ氏は、澳門及び廣東(狀況によりてはマニラ)に一七八七年末に到達し得べきを信ぜらる。

同地に於てド・ラ・ベルウズ氏は乗艦を修理し、且糧食を補給し、南西の季節風の再來まで待泊すべく、該季節風は通例三月上旬に確實に至るものならず、然れども乗員が更に長期の休養を要し、及び同地方に於て得らるべき情報により、北方への航行が三月上旬に於て甚だしく苦痛なりと判断し得るごみあらば、四月一日まで出發を延期し得べし。待泊期間の長短に拘はらず、出港後ド・ラ・ベルウズ氏は臺灣島ミ支那本土を分離する海峡、若くは臺灣島ミその東方に位する諸島間に成せる海峡を通過するやう、鐵路を定めらるべし。

ド・ラ・ベルウズ氏は、朝鮮西海岸及び黃海を訪ふべきも、充分慎重なる態度を以て、此條項に拘束せられるごみなく、常に南西及び南風を利用し、容易に朝鮮南部海岸を迂回し得るやう、充分注意せらるるを要す、遂にド・ラ・ベ

ルウズ氏は朝鮮半島東岸、真珠漁獲の行はるる嶺<sup>Peninsule</sup>、船沿岸並びにその對岸なる日本海岸を認めらるべし、是等の沿岸はヨーロッパ人に絶對に知らるる事なし。<sup>(註4)</sup>

此勅令の結尾に有名なる一語を加へてある。それはルイ十六世のド・ラ・ベルウズに對する滿腔の信任を表明したもので、且彼が生地南フランス、タルン縣アルビ町なる彼が銅像臺石に刻せらるゝの一句である。

« Sa majesté ne pouvait donner au sieur de La Pérouse une marque plus distinguée de la confiance qu'elle a dans son zèle, sa capacité et sa prudence, qu'en le chargeant d'une des entreprises les plus étonnantes qui aient jamais été exécutées. »<sup>(註4)</sup>

かくの如く絶大の期待を以てド・ラ・ベルウズ海軍大佐は、一七八五年八月一日「ブソナル」(Boussole 羅針儀の意)、「アストロラブ」(Astrolabe 天測器の意)の兩フレガットを直率してブレスト軍港を出發し、勅令に規定せる任務を遂行しつゝ、豫定より少しく晩れて、一七八七年一月二日澳門に到達、轉じてマニラに入港して、此地に於て艦體修理、糧食補給乗員休養に時日を費した後、一七八七年四月九日マニラを出港、北方探險の途に上つた。

マニラ出港後、ド・ラ・ベルウズ海軍大佐の率ゐる探險小艦隊は、フィリピン群島西岸を北上して臺灣海峡に入り、澎湖列島と臺灣本島間の海面を探險して後、臺灣南岬を迂回、再び北上して東支那海に進入した。ド・ラ・ベルウズは勅令により、大なる支障なき限り、黄海測量の任務を有して居たが、時恰も一七八七年五月十

九日に當り、豫定日より遅延したのみならず、濃霧屢々至り、加之風向潮流共に逆なので此計畫を中止して、鐵路を一六五三年蘭國商船「スベルウェル」乗員ヘンドリック・ハメル等の遭難を以て有名なる濟州島(ケルバルト)に定め、同二十一日同島西南端を遠望し測圖した。同島の中央には海拔殆ど一千トアズ(一千九百四十九メートル)と目算せられる高峰聳立し、山頂より海面に至るまで一面に緩傾斜をなし、その海岸半圓形階段狀に村落(ド・ラ・ベルウズの作成した濟州島海圖によれば、今日の西歸浦を指すものと思はれる)あり、多數の住民を有するもの、如くである。

濟州島岸を航行すること一日、ド・ラ・ベルウズは朝鮮本土に接近せんがため、鐵路を北東東に變更した。是より探險小艦隊は、必然的に朝鮮南部の多島海の外縁を航行することとなり、一々之を海圖に記入した。當時濃霧屢々襲來し、展望を妨げられる事甚だしかつたが、此地方の海面はかのフランス國地理學者ジャン・バプティスト・ブルギニョン・ダンヴィルの出版した、天主教士が清聖祖の勅命によつて作成した朝鮮地圖に記載せられるのみで、ヨーロッパ諸國艦船の航行したものなきに鑑み、充分その測量に注意したと云ふ。五月二十五日夜小艦隊は、朝鮮本土と對馬島間の海峡に入り、翌二十六日午前中に通過するを得た。海上より遠望するに、朝鮮本土はよく開墾せられ、人口も多數なるが如く、海岸に近く多數の小船が航行して居るのが見受けられた。異形の大帆船の出現に警戒したもの、如く、二隻の朝鮮帆船一港(本船の位置から考へるに蔚山であらう)より出現し、二十六日午前十一時より二時間に互り、約一里(四キロメートル)の距離より追跡した後

歸港した。その報告によるものであらう、同日午後海岸の岬角に煙の上騰するのが望見せられた。

五月二十六日は稀に見る快晴で、小艦隊は朝鮮海岸に近く航行したのであるが、同日夕刻より天候激變の徵あり、同夜果して暴風襲來したので、依然朝鮮東岸に沿うて北上する事困難を感ずるに至つた。是に於てド・ラ・ベルウズ海軍大佐は鐵路を東方に變じ、日本本島能登岬角に向ふに決し、五月二十七日信號を以て、僚艦「アストロラブ」に命令した。

ド・ラ・ベルウズが鐵路變更の信號を掲揚した刹那、同海軍大佐の艦長たる「ブツァル」乗組陸軍士官學校教授ルポト・ダジュレエ (Leopante Dagelet) は、本艦の北々東に當り、小さな島を認めた。此島は朝鮮本土より約二十里 (八十キロメートル) の地點にあり、海圖に記載なき島であること判明したので、ド・ラ・ベルウズは命じて同島に接近しやうと試みた。然るに風位は正しく逆なので、容易に進航するを得なかつたが、二十七日夜風向一變したため、翌五月二十八日同島に接近するを得て、島名を最初の発見者に取り、ダジュレエ島 (Die Dagelet) と命じた。

海上より展望するに同島の周囲は約三里 (十二キロメートル) に過ぎざるもの、如く、「ブツァル」は海岸より三分一里の距離を以て、同島を殆ど一周しつゝ、測鉛を投じたのであるが、海は極めて深く、曾て海底に達しなかつた。

「ブツァル」艦長ド・ラ・ベルウズ海軍大佐は、是に於て乗組海軍大尉ブツァン (Boutin) に命じ、端艇を御

し、海岸附近の測深をなさしめた。ブツァン海軍大尉は島の西南端に位する險峻なる岬角 (現行水路部海圖の屈巖末と信せられる) に向ひ、二十尋の測鉛を使用したのが海底に達せず、海岸より約百トアズ (百九十五メートル) の地點に達して、漸く海深を測定することを得たと云ふ。以下新発見の島の状況については、ド・ラ・ベルウズの復命書によれば左の如くである。

此島は極めて險峻なれども、山頂より海岸に至るまで、最も美しき樹木を以て蓋はる、島の全周に互り削れるが如く、殆ど直立せる岩壁を以て包まれ、天然の城廓をなせり、但七個の小灣入ありて、砂濱をなし、此地點に上陸し得べし、此等の砂濱上にて造船工場を認めたるが、その船舶の形状全然支那式なりき、我艦隊が備砲の有効距離に達したるを見て、職工は恐怖したるもの、如く、工場より僅々五十歩の距離に過ぎざる森林中に遁走せり、海岸には若干の小屋を認めたるのみにして、村落若くは耕地の痕跡を見ず、思ふにダジュレエ島は、朝鮮本土より距離二十里に過ぎざるを以て、朝鮮人船匠は、夏期食料を携帯して同島に渡航し、船舶を建造し、之を本土に輸送賣却するものにあらざるか、此説は殆ど疑を容るゝの餘地なし、そは同島西方突角を迂回したる後、その背後に遮蔽せられて、艦隊の接近に注意せざりし一工場に於て、船匠は木材堆積せる間にありて、造船工事に従事せるを望見したるによりて推せらる、彼等も同じく艦隊出現に狼狽森林中に遁走せしが、余等の危害を加ふるものにあらざるを覺れる兩三の朝鮮人のみ現場に残留せり、余は若干の物品を與へて、彼等の敵對者にあらざることを示し、彼等に問うて、艦隊の錨地を發見するやう希望せしが、潮流稍急にして、艦隊は漸次陸岸を離るゝの已むなきに至れり、夜は漸く近づき、遂にはブツァン海軍大尉指揮下に分派せる端艇を見失ふの惧ありしかば、余は信號を以て、本艦に歸還すべきを命ぜり、時正に同

海軍大尉は海岸に上陸したる際なりき、僚艦「アストロラアブ」は潮流に流されて、著しく東方に隔てられしかば、余は之が集合を令せり、當時ダジュレエ島の高峰に遮断せられて、外海の輕風至らざりしかば、艦隊は同夜無風裡に經過せり。<sup>(註6)</sup>

ド・ラ・ベルウズの復命書、並びにその作成した實測圖によるに、同海軍大佐の乗艦「ブソウル」は、最初正南より鬱陵島に接近し、ついで鍼路を轉じて屈巖末沖に達し、同地點を實測して、北緯三七度二五分、パリイ東徑一二九度二分に比定した。(ヴィヴィアン・ド・サン・マルタンによれば、此測定の結果に修正を要するものあり、實際は北緯三七度二五分、パリイ東徑一二八度三六分であると云ふ。)之より西岸に沿うて航行したもので、突角に遮蔽せられた灣入と云ふのは、現行水路部海圖の玄浦附近を指すものであらう。ブウタン海軍大尉の測量した部分は、現行海圖に記載せられる屈巖末より、黄土金末を中心として、孔岩附近に互り、殆ど全島三分一に及んで居る。<sup>(註7)</sup>

ド・ラ・ベルウズ海軍大佐の探險航海後十年を経た一七九七年九月下旬より十月上旬に互り、英國海軍中佐ウィリアム・ロバート・ブランフアン (William Robert Broughan) は、北東アジア沿岸探險の歸途、軍艦「プロヴィデンス」(Providence) 附屬スクリーナーを率ゐて、ロシア領沿海州沿岸より、朝鮮東岸一帯を探險したが、海岸近く航行したため、鬱陵島を望見し得なかつたものである。<sup>(註8)</sup>

日本海特に朝鮮東岸一帯の地理明かなるを得たのは、十九世紀末期ロシアの沿海州經營によるもので、一八

五三年以降、東部シベリア總督陸軍中將ニコライ・ニコラエウイチ・ムラウイヨフの命により、海軍中將伯爵エウフェミイ・ワシリエウイチ・プティヤータイン (Evgeni Vasilievitch Putiatin) 陸軍少佐「バルラダ」(艦長海軍大佐ウソウスキイ Pallada, Captain Dikovski) 汽走艦「ウオストン」(艦長海軍中佐リムスキイ・コルサコフ Voslok, Commander Rimski-Korsakov) は、間宮海峡より對馬海峡に至る沿岸を精細に測量製圖し、此方面の航海初めて安全なるを得た。現行海圖(英國海軍省海圖、合衆國海軍情報部海圖)に、朝鮮東岸にロシア名の多い——松田灣をラザリョフ灣、迎日灣をウソウスキイ灣といふが如き——のは當時の紀念である。而して鬱陵島、リヤンクウル島共に、一八五四年フレガット「バルラダ」に再発見、ド・ラ・ベルウズ實測の結果を修正せられたものである。<sup>(註9)</sup>

因みにリヤンクウル島の名稱は、一八四九年同島を発見したフランス國船(多分捕鯨船) Liancourt の名を取つたものであると云ふが、その詳細は知られて居ない。同島が海圖上正確に記録せられたのは、「バルラダ」の探險を以て嚆矢とするが、その後久しからずして、翌一八五五年英國支那艦隊所屬汽走コルウエット「ホーネット」艦長海軍中佐チャールズ・コードリントン・フナーサイヌ (Hornet, Commander Charles Codrington Forstyh) によつて實測せられた。英國海軍省海圖に、ホーネット島の名を以て呼ぶのは之に<sup>(註10)</sup>よる。

(註一) Ed. Hearwood, History of Geographical Discovery in the XVIIth and XVIIIth Centuries. Cambridge, 1912. pp.

226 255, 273 278.

鬱陵島 その発見と領有 (田保橋)

- (註 3) Galoup de la Pérouse, Voyage autour du monde pendant les années 1785, 1786, 1787 et 1788; rédigé par M. L. A. Millet-Mureau. Paris, 1797. vol. I, pp. 13—42.
- (註 4) Ibid., vol. I, pp. 25-26.
- (註 5) Ibid., vol. I, p. 57.
- (註 6) Ibid., vol. II, pp. 314-391.
- (註 7) Ibid., vol. II, pp. 391-392.
- (註 8) 北緯三十七度二分、ウリニチ東徑一三〇度五十六分、現行水路部海圖は一九〇八年軍艦松江艦長海軍中佐釜屋六郎、海軍水路大監荒畑岩次郎の測定にかへり、鬱陵島南角間嶺未を、北緯三十七度二分二四秒、ウリニチ東徑一三〇度五十二分一九秒に置いて居る。
- (註 9) Atlas du Voyage de la Pérouse, cartes, Nos 44 et 45.
- (註 10) W. R. Broughton, Voyage of Discovery to the North Pacific Ocean. London, 1804. pp. 303-320.
- (註 11) Magazin für die Literatur des Auslandes, 1856, No. 53 pp. 208-212. Petermann's Mittheilungen, 1856, pp. 472-479. E. G. Ravenstein, Russians on the Amur. London, 1861. pp. 443-444.
- (註 12) J. W. King, China Pilot, op. cit. p. 379.

### 三 鬱陵島領有に關する日鮮交渉

鬱陵島がダジニレエ島の名を以て、世界發見史上に記載せられたのは、漸く一七八七年五月二十七日天明七年四月十日であるが、もと同島は島嶼に乏しい朝鮮東海岸に於ける殆ど唯一の島で、加之海拔九百八十四メートルの羅里山(大東輿地圖に所謂中峰)の如き顯著なる地物を有し、島内天産亦乏しくないので、朝鮮人には固より、日本人にも夙に知られて居た。國史上鬱陵島の名が見えるのは、一條天皇寛弘元年、芋陵島人漂流して因幡國に至るとあるを初見とするが、(註 1)前後の事情から考へるに、山陰道の漁民が、同島の存在を知悉したのは遙かに湖り、或は上代既に山陰道より隱岐諸島、リヤンクウル島、鬱陵島を経由して、朝鮮國慶尙道、江原道に至る海路の發見せられて居たことなきを保し難い。

鬱陵島は山林海産共に豊かなので、王氏高麗時代には數次殖民も行はれたものであるが、その成績思はしからず、李氏朝鮮時代に及び、麗末の流民多く同島に逃亡した故を以て、太宗王は按撫使冷麟雨に命じ、同島に航して、住民の本土歸還を令し、後世宗王、成宗王兩代亦住民を放逐し、遂に同島を完全なる空島とした。(註 2)

鬱陵島が事實上朝鮮國政府によつて放棄せられるに及び、日本人の來往するもの漸く繁さを加へたもの、如くであるが、之が日鮮間の交渉問題と化したのは江戸時代初期にあり、現在彼我交渉記録の保存せられるもの慶長十九年以降の事に屬する。(註 3)

慶長十九年度の交渉について詳細を知る事難いが、光海君日記、朝鮮通交大紀等の記事を綜合するに、此處初めて開始せられたものでなく、數年來の係争問題で、朝鮮國政府は、日本人の所謂磯竹島は事實上鬱陵島な

る故を以て、同島に日本國人の來往を禁止しやうとし、東萊府使尹守謙に命じ、對州藩主宗對馬守<sup>義</sup>に交渉を開始せしめたもの、如くである。宗氏は磯竹島が荒涼として住民を見ざる事を理由とし、同島の日本領有を主張したので、東萊府使は慶長十九年七月宗氏の説を駁し、磯竹島の鬱陵島なる理由を説明して、同島の朝鮮領土なることを斷じ、若し同島に來往するものあらば、正規の關禁に従はざるものなれば海賊を以て論ずべきを警告した。然るに宗氏は東萊府使の要求に應せずして磯竹島が碇泊に便なる事を述べ、その開放を求めたので、同年九月尹守謙に代れる新任東萊府使朴慶業は、重ねて前府使の主張を繰返し、「貴島於我國往來通行、惟有一路、譬如門戶、此外則無論漂適眞假、皆以賊船論斷、弊鎮及沿海將官惟知嚴守約束而已、不知其他」と傳へた。<sup>(註五)</sup>

慶長十九年鬱陵島事件は、遂に結末を告ぐるに至らずして終つた。蓋し當時朝鮮國政府としては、鬱陵島は古來朝鮮國領土なるも、國初以來三百年空棄の地で、是によつて日鮮間に釁を生ずるのは、その最も好むところではなかつたからである。然れども此外交上事勿れ主義は、他日重大なる禍根を残すこととなつた。

鬱陵島は對州人には磯竹島の名稱を以て呼ばれて居たが、山陰道地方には竹島として知られ、同島に渡航、或は漁獵し、或は竹木を伐採するもの稀でなかつたと信せられる。元和二年、伯耆國米子町年寄大谷、村川兩氏、米子城勤番阿部四郎五郎<sup>正</sup>に、竹島漁業免許を請願した。事未だ決せざるに、翌元和三年因幡伯耆兩國は、松平新太郎<sup>池田</sup>光政に賜はり、鳥取城に治を定めたので、兩町年寄は重ねて新藩主に請願した。因州藩廳は、幕府に上申認可を得て、翌元和四年竹島渡航を免許したものである。

大谷村川兩氏が竹島渡海の免許を得てより連年船を出して、鬱陵島近海に漁業を營み、その漁獲した鮑は、例年因州藩より幕府に獻上することとなつて居た。此漁業は元和四年より元祿四年に至る七十四年間平和に行はれたが、元祿五年には多數の朝鮮人の同島に出漁するものあり、日本人漁夫は漁場不法侵入として、之を制止しやうとしたが、衆寡敵せず、同年は一旦歸國するの已むなきに至つた。翌元祿六年春渡航するに、朝鮮人四十餘名ありて漁獵に従事し、家屋を建設して永久出漁の狀顯著なので、大谷村川兩氏は朝鮮人漁夫を賺して朴於屯、安龍福の二名を拘留歸國し、直ちに因州藩廳に訴へ出た。<sup>(註六)</sup>

因州藩廳は、米子町年寄大谷九右衛門より二名の朝鮮人を引取り、幕閣の指令を仰いだ。幕閣は拘留朝鮮人を送還し、且朝鮮人の竹島出漁を禁ずるの方針を決し、對州藩主宗對馬守<sup>義</sup>に訓令するところがあつた。宗氏此命を領し、元祿六年九月多田與左衛門<sup>重</sup>を正使として、釜山に派遣し交渉を開始せしめた。

貴城瀕海漁民、比年行舟於本國竹島、竊爲漁採、極是不可到之地也、以故土官詳諭國禁、固告不可再、乃使選輩盡退還矣、然今春亦復不顧國禁、漁氓四十餘口、往入竹島、雜然漁採、由是土官拘留其漁氓二人而爲質、於州司以爲一時之證、故我國因幡州牧速以前後事狀、馳啓東都、蒙令彼漁氓附與弊邑、以還本土、自今而後決莫容漁船於彼島、彌可存制禁、不俟今奉東都之命、以報知貴國。<sup>(註六) 〇下</sup>

朝鮮國政府は報を得て、校理洪重夏を接慰官に命じ、東萊に赴き、交渉の任に當らしめ、朴於屯、安龍福を受領せしめた。而して宗氏書契に所謂竹島が、鬱陵島であることは明白であり、宗氏の要求を以て不當とすべ



きであつたが、議政府左議政陸來善、右議政閔黯は、鬱陵島はもと朝鮮の版圖なるも、事實上放棄せられた現狀にあり、此空島を以て倭と隙を生ずるを以て長計に非ずとし、その旨肅宗王に啓したので、王亦之に従ひ、此方針を以て、禮曹參判權階に命じ復書を宗氏に致さしめた。(註7)

弊邦海禁至嚴、制東濱海漁氓、使不得出於外洋、雖弊境之蔚陵島、亦以遼遠之故、切不許任意往來、況其外乎、今此漁船敢入貴界竹島、致煩領送、遼勒書諭、隣好之誼、實所欣感、海氓獵魚、以爲生理、或不無遇風漂轉之患、而於遠境深入雜然漁採、法當痛懲、今將犯人等、依律科罪、此後沿海等處、嚴立科條、各別申飭、(註8)○上、下略

此書契に於ては、竹島と鬱陵島を全然區別し、日本領たる竹島に密漁したる朝鮮國民を處罰すべく、且將來沿海に令して、竹島出漁を嚴禁すべきを聲明したもので、表面上宗氏の要求を容れ、但「弊境の鬱陵島と雖も、亦遼遠の故を以て任意往來を許さず、況んや其外をや」の一句を以て、鬱陵島の朝鮮領土たるを暗示したものであつた。

然るに宗氏側より云へば、此事件を機會に鬱陵島即ち竹島の宗氏所轄たることを朝鮮に承認せしむるにあつたもの、如く、禮曹參判の書契を以て甚だ不快とし、對州藩廳は元祿七年二月、正使多田與左衛門に命じて、書契中蔚陵島云々の一句を除去せんとし、「我書不言蔚陵島之事、今回簡有蔚陵島名、是所難曉、唯冀除却蔚陵之名是幸」を理由とした。是誠に老獪の外交で、此要求に従へば、朝鮮は事實上鬱陵島の日本領たることを承認する結果を來すものである。(註9)

宗氏第二次の要求に接して、朝鮮國政府に於て強硬論漸次勢力を得た。中にも領中樞府事南九萬は肅宗王に啓して、竹島鬱陵島同一島なる事を説明し、倭人の要求は永久に禍根を残すものである。然るに前年(元祿六年)の回翰は文意殊に曖昧で誤解を招く懸念がある。故に回翰を改作して、明白に倭の不法要求を責め、竹島鬱陵島一島たるべきを聲明すべきことを以てした。王は領府事の言に従ひ、元祿七年九月接慰官俞集一を釜山に派遣し、禮曹參判李翁の名を以て、宗氏の竹島日本領説を反駁せしめた。(註10)

弊邦江原道蔚珍縣有屬島、名曰蔚陵、在本縣東海中而風濤危險、船路無便、故中年移其民空其地、而時遣公差往來搜檢矣、○中、今者我國邊海漁氓往于其島、而不意貴國之人自爲犯越、與之相值、反拘執二氓轉到江戶、幸蒙貴國大君明察事情、優加資遣此、可見交隣之情出於尋常、欽歎高義、感激何言、然雖我氓漁採之地、本是蔚陵島、而以其產竹、或稱竹島、此乃一島而二名也、一島二名之狀、非徒我國書籍之所記、貴州人亦皆知之、而今此來書中、乃以竹島爲貴國地方、欲令我國禁止漁船更往、而不論貴國人侵涉我境、拘執我氓之失、豈不有缺於誠信之道乎、深望將此辭意轉報東武、申飭貴國海邊之人、無令往來於蔚陵島、更致事端之惹起、其於相好之誼不勝幸甚。(註11)

宗氏側にては、元祿六年禮曹書契の修正を要求して、却つて最後通牒に等しい元祿七年禮曹書契を受けたのを意外とし、正使は接慰官に對して、曩に要求した如く修正せられるにあらずんば受領する能はざるを通告したが、接慰官は、政府下送の書契を拒絶するは、禮法を蔑視するものとして之に應せず、論難の末正使は隨員阿比留惣兵衛を歸還せしめて、藩廳の指令を求め、遂に元祿七年書契を受領した。然れども多田與左衛門は藩

應の命により、如何にもして元祿六年禮曹書契を修正せしめやうとしたが、接慰官は政府の命によりて差備官を従へて京城に赴き、要を得ない。交渉半にして、元祿七年九月藩主宗對馬守倫義在府中逝き、幼弟根緒次郎義方襲封したが、齡猶幼を以て、既に致仕せる父刑部大輔義後見の任に當つた。(註)

元祿八年春に至り、藩廳は裁判高瀬八右衛門常成、陶山庄右衛門、阿比留惣兵衛を釜山に遣はして、正使以下に歸國を命じた。正使多田與左衛門は裁判と協議の上、元祿八年六月十日東萊府使に書を致し、元祿七年禮曹書契の事實に相違せる點四箇條を列擧して、朝鮮國政府の不信を詰責し、政府に進達を要求した。その第一は答書中『時に公差を遣はして往來搜檢せしむ』と云ふ實なきこと。第二に答書中『意はざりき、貴國人自ら犯越をなし云々』、『貴國人我境を侵渉す』との事については、日本國漁民が竹島に出漁するのは、朝鮮の國境を犯すものにあらざることを。第三に答書中『一島二名の狀徒に我國書籍記す所なるのみならず、貴州の人皆之を知る』とあるも、元祿六年禮曹書契に、貴界竹島、弊境鬱陵島と明記せられ、一島二名にあらざる事實を認め居る。此不合理は如何なる理由によるか。第四に八十二年前東萊府使より宗氏に送れる書契に、『礮竹島は我鬱陵也』の字句見え、元祿六年禮曹書契の云ふところと一致しないと。東萊府使は同知朴再興に命じて、東國輿地勝覽、芝峰類說により竹島は鬱陵島の別名にして、古來朝鮮の領土たることを反覆説明せしめたが、多田與左衛門は、輿地勝覽は二百年前の著書にして、竹島の日本版圖に屬するは、八十年來の事であるとし、府使の主張に従はない。問題は六月十五日發船の期に及んで未だ決しないので、多田與左衛門は一書を東萊府使

に遣して、朝鮮國政府の虚偽不信を痛罵した。今回の事件に關して、朝鮮國政府が正規に照らし、正官、都船主、封進等に給與した白米一千八百六十石に上つたが、多田與左衛門は之を受けず、すべて還納して歸國した。之がため中外共人心洵々壬辰變再發を憂慮したと云ふ。(註)

鬱陵島所屬問題未だ決せず、日鮮交渉徒らに紛糾せる間、更に之を困難ならしむべき事件が惹起した。

癸に元祿六年四月、伯耆國米子町年寄大谷九右衛門によつて拘留せられ、對馬を経て送還せられた慶尙道東萊の人安龍福は、元祿九年春母を省せんがため、慶尙道蔚山に抵り、慶尙道順天僧雷憲に會し、鬱陵島出漁の有利なるを説いたので、雷憲を初め、輿海の人劉日夫、寧海の人劉奉石、平山浦の人李仁成等十名之に應じ、船に乗じて鬱陵島に航した。時に同島には多數の日本漁夫の出漁するものがあつたが、安龍福は一喝して全部の退去を命じ、更に日本漁船を追跡して玉岐島(隱岐島か)に至つた。島主來航の理由を問うたので、安龍福は鬱陵島が朝鮮領なるにも拘はらず、日本人の侵犯する不法を詰責した。島主は伯耆州守の指令を得て回答すべきを約したが、久しくして至らないので、安龍福は更に伯耆州に航し、自ら鬱陵子山兩島監税と稱した。州守驕及び人馬を以て迎接し、來航の理由を問うた。安龍福は鬱陵島の朝鮮領なること明白にして、日本關白亦之を認むるに拘はらず、對馬島主中間にあつて偽造し、屢々使を遣はして、不法の行動に出でやうとする、よりて安龍福は關白に上疏して、不法を匡正しやうとすると稱し、李仁成に疏を作成せしめた。州守の父懇に諭すところあり、癸に鬱陵島に出漁せる日本人十五人の處罰を條件として、疏を撤したと云ふ。かくて一行は、州

守より食料其他の給與を得て、伯耆州出發、往路を歸還し、同年八月江原道襄陽縣に抵れる際、江原道觀察使沈杵に逮捕せられたものである。<sup>(註4)</sup>以上は安龍福が備邊司に於て陳述したところに従つたもので、徒らに大言を弄するの嫌はあるが、大體に於て事實と信せられる。安龍福事件は、鬱陵島所屬問題を更に紛糾せしめる懸念があつたが、是より先幕閣の方針平和的解決に決して居たので、大事に至らなかつた。

元祿八年十月宗刑部大輔<sup>眞</sup>は、幼主對馬守<sup>方</sup>の後見のため參觀し、老中阿部豊後守<sup>武</sup>を訪うて、竹島所屬に關する交渉頭末を報告し、幕閣の指令を仰いだ。幕閣に於ては協議の上、將軍綱吉の裁可を得て、翌元祿九年正月、阿部閣老官邸に宗刑部大輔を招き、令を傳へて云ふ、「竹島の地因幡に屬せりといへども、また我人居住の事なし、台徳君の時にありて、米子村の街人其島に漁せむ事を願ひしによりて此れを許されし也、今其地里を計るに、因幡を去るもの百六拾里許、朝鮮を距る四十里許也、これ會而彼が地界たる其の疑なきに似たり、國家若し兵威を以てこれに臨まば、何を求むとしてか得べからざらむ、但無用の小島の故を以つて、好みを鄰國に失する、計の得たるに非ず、然かも其の初此れ彼に取にあらざる時は、今また此れを返すを以つて詞とすべからず、唯我人往き漁するを禁せらるべきのみ、今朝議以前に同じからず、其の相争うてやまざらむよりは、各無事ならむにしかじ、宜しく此意を以つて彼國に諭すべし<sup>(註5)</sup>』と。幕閣の方針恰も朝鮮國左議政睦來善、右議政閔黯の主張と軌を一にしたこと注意すべきであらう。

幕閣の方針平和に決した以上は、宗氏は衷心より不快としたであらうが、争執するを得ず、元祿九年十月對馬國に抵れる十同知、宋判事にその旨傳へ、翌元祿十年二月阿比留惣兵衛を渡鮮せしめ、東萊府使李世載に書を致して、幕府の命により、日本國人の鬱陵島出漁を禁せられた旨通告したが、鬱陵島竹島同一島なること、及びその朝鮮領たる事を承認する件については毫も言及しなかつた。朝鮮國政府に於ては、當面の問題たる漁業禁止に満足して、翌元祿十一年三月禮曹參判李善溥の名を以て、幕閣の決定に謝意を表し、併せて鬱陵島竹島一島二名の理由を説明した。<sup>(註6)</sup>かくして鬱陵島の問題は姑息ながら一旦解決を告げたものと見られる。

(註1) 外交志稿漂流篇第一朝鮮、

(註2) 新增東國輿地勝覽卷四五江原道蔚珍

(註3) 所謂磔竹島に關する交渉が何時より初められたか知るに難い。朝鮮通交大紀には、慶長十九年の條に、『此磔竹島を以つて日本<sup>の</sup>境地とせし也』と見ゆるのみである。通航一覽卷一三七朝鮮國部一一三に、『此事何の緣古を詳かにせず、猶後證をまつ』と注して、慶長十七年に收めて居るのは理由なきことではない。大日本史料は朝鮮通交大紀の記事に従ひ、慶長十九年七月是月(第十二編十四、四三二—四三六頁)條に收めて居る。

(註4) 朝鮮通交大紀卷五、光海君日記六年甲寅六月條、東萊府接倭事目抄、

(註5) 通航一覽(國書刊行會本)卷一三七朝鮮國部一一三、

(註6) 朝鮮通交大紀卷八、通航一覽卷一三七、

(註7) 肅宗實錄二十年甲戌二月條、

(註8) 朝鮮通交大紀卷八、

(註9) 朝鮮通交大紀卷八、

(註10) 肅宗實錄二十年甲戌二月條、

鬱陵島 その發見と領有 (田保橋)

- (註11) 朝鮮通交大紀卷八、  
 (註12) 朝鮮通交大紀卷八、通航一覽卷一三七、  
 (註13) 通航一覽卷一三七、肅宗實錄二十一年乙亥六月條、  
 (註14) 肅宗實錄二十二年丙子八、九月條、  
 (註15) 朝鮮通交大紀卷八、  
 (註16) 朝鮮通交大紀卷八、肅宗實錄二十三年丁丑二月條、

#### 四 明治初期の鬱陵島拓殖論

鬱陵島所屬は、元祿七年より同十一年に亙る日鮮交渉を以て一段落告げたものであるが、朝鮮國政府にして依然同島を空虛として放棄し、朝鮮國屬島たるの實を擧げざる以上、同島に關する紛議を根絶し得ないものがあつた。元祿年間幕閣は鬱陵島の朝鮮領たるを認め、同島の密漁を禁止したけれども、山陰道諸國よりの出漁は連続して行はれたのみならず、時に同島の竹木を伐採して、賣却するものすらあつたもの、如くである。

幕末に及び鬱陵島は再び世人の視聽を惹くに至つた。その第一は石見國濱田松原浦無宿八右衛門の竹島密貿易事件である。八右衛門は濱田藩御用達廻船問屋會津屋清助の子であるが、父清助死亡後、家名斷絶を命ぜられた。八右衛門之を憾みとし、江戸に赴き、濱田藩邸に就いて、家老岡田秋齋、松井圖書に、會津屋の家名再興を請願し、併せて竹島密貿易の鉅利を博するに足ることを説いた。思ふに當時濱田藩は財政難に苦んだため

であらう。岡田、松井兩家老は八右衛門に聽き、その密商を默認することを約した。八右衛門大に喜び、竹島出漁と稱して、密かに刀劔弓銃其他禁制品を仕入れ、松平周防守手船の繪符を樹て、竹島航行を名として、途漁船に積荷を移し、海上密貿易を行ひ鉅利を博した。然るに天保八年二月に至り、幕末名奉行の一人として有名なる大坂町奉行矢部駿河守<sup>定</sup>、八右衛門密貿易の件を探知し、偶々大坂滞在中の八右衛門を逮捕訊問して、一切の顛末を明かにするを得た。八右衛門は密貿易の罪を以て磔に處せられ、濱田藩家老岡田秋齋、松井圖書等亦連坐して切腹するの已むなきに至つた。<sup>(註1)</sup>幕閣此事件に鑑み異國渡海を申禁したが、文中『右竹島往古は伯州米子之もの共渡海魚漁等いたし候といへども、元祿之度朝鮮國へ御渡しに相成候以來、渡海停止被仰出候場所に有之、都而異國渡海之儀は重き御制禁に候條、向後右島之儀も同様相心得、渡海致すまじく候(上下略)』とあるのは注意せられる。<sup>(註2)</sup>

鬱陵島開拓の有利なるは、當に山陰諸藩のみでなく、長州藩にも夙に知られ、通航一覽に引く中陵漫錄には、長州藩民同島に渡航、竹を伐採して、長府市中に賣出した事實を傳へて居る。<sup>(註3)</sup>幕末長府に鬱陵島開拓論者の出現したのも怪しむに足りないであらう。

安政年間長門國長府に興膳昌藏といふものあり、世々醫を業とし、崎行を以て知られたが、偶竹島即鬱陵島開拓を計畫した。松下村塾の吉田寅次郎(松陰)<sup>知</sup>方之を聞いて大いに賛し、安政五年二月門下久坂義助<sup>瑞</sup>の江戸に赴くに託して、在府の門下桂小五郎<sup>木戸</sup>が、劍客齋藤彌九郎<sup>道</sup>の塾頭として知己多きを利用し、幕閣の

鬱陵島 その發見と領有 (田保橋)

許可を得るやう盡力を依頼した。桂は竹島開拓の事重大なるを以て、慎重なる考慮を要するものとしたが、江戸勤務長州藩直目付長井雅樂時等の同意を得るに及び、同藩士村田藏六（大村益次郎）永と共に、江戸長州藩邸當局に建議した。藩邸首脳部に於ても、此事業を有利と認めて長州藩廳に移牒した。桂小五郎は前途有望なるを信じ、村田藏六と共に、萬延元年六月大目付久貝因幡守正を訪うて、その盡力を懇請するところがあつた。久貝因幡守竹島開拓論に同意したが、事は勘定所所管に屬することを注意した。桂、村田は更に勘定奉行山口丹波守直に紹介を求め、内許を請願したが、勘定奉行は事重大なるを以て、長州藩主の正式出願によるか、幕閣の内命によるにあらざれば詮議し難きを諭した。桂、村田は更に傳手を求めて、老中久世大和守廣（下總國關宿城主）官邸に伺候、公用人を通じて竹島開拓の意見を述べ、且桂小五郎、村田藏六連署の陳情書を提出し、竹島開拓の命を幕閣より長州藩主松平（毛利）大膳大夫慶親に下されん事を請願した。久世閣老亦勘定奉行山口丹波守と同意見で、藩主の正式出願によるにあらざれば、閣議に附し難きを注意して、願書を却下せしめた。是より先、竹島開拓に關して、江戸藩邸の移牒に接した長州藩廳に於ては、協議の結果、竹島は古來所屬疑問の地で、今その開拓を幕閣に出願するも許可せられる見込なく、且同島は遠隔の地にある小島の事として、今資を投じ開拓するも、收支償はないであらうとの意見多く、藩主松平大膳大夫の決裁を経て、竹島開拓出願中止を、江戸藩邸に回訓した。此訓令は桂小五郎、村田藏六が、久世閣老、山口司農等の諒解を得た後到着し、彼等の苦心を全く水泡に歸せしめたと云ふ。（注）

吉田松陰、木戸孝允、大村益次郎等の雄圖にかゝる鬱陵島拓殖計畫は遂に立消となつたが、明治新政府の時代に及び、全然別途の方面より、此問題は論議せらるゝに至つた。

江戸幕府末期に於て、内外の事情より、勢ひ外國に譲るところ甚だ多かつた。その反動として、明治新政府は舊幕府時失墜した國威を恢復するに汲々とし、一面ヨーロッパ、アメリカ列強の強大なる壓迫に苦しみつつも、苟くも乘すべき機會があれば、理論上根據の有無に關せず、自國の權利を主張するの傾向を帯びて來た。特に明治四年十月右大臣岩倉具視が、特命全權大使として、新政府俊秀の過半を率ゐ、ヨーロッパ、アメリカ各國に派遣せられ、參議副島種臣外務省務を管する比より、對外硬の傾向は益著しくなつた。樺太に關する日本ロシア交渉、日支國交開始、征韓論、征臺役、小笠原諸島回收、琉球藩制改革比々として然らざるを見ない。以下述べやうとする松島開拓論の如きも、根底に於て、此國權回復論の潜在せること注意を要するところであらう。

松島或は竹島拓殖論は、當初何人の主唱にかゝるや詳かでない。唯同島は長崎ウラダイウオストク間航路に當れることゝて、兩地を往復する人士の耳目に觸れ、その拓殖は往々論議せられることゝなつた。而して同島に關して、正確なる報道をし、國民をしてその拓殖有望なるを思はしめたのは、或はウラダイウオストク駐在貿易事務官瀨脇壽人その人ではなかつたであらうか。

明治六七年の交、青森縣下陸奥國人に武藤平學といふものあり、所用を以て長崎ウラダイウオストクを往復

すること數次に及び、其途松島といへる一島を望見し、島中住民なく天産豊富なるを聞知し、明治九年七月上旬その開拓を瀨臨貿易事務官に願出でた。(或は同事務官の徳憑によるものであらう。)此書類は今日まで公表せられて居ないので、煩を厭はず左に全文を引用する。

謹而上言す、迂生不才鄙賤之身を以て、方今國事之緩急施政之前後等、素より察知すへきに非ずして、只不明之事を建白候は、戰慄恐懼に堪す、幾回か擱筆候得共、國家強盛之一助ニ存込候を默止候ては、是又本懐に無之、止事を得ず、誠衷を表し候は、即ち我か西北之方なる松島ニ云ふ一島之事なり、即生兩三年前より露領ウラジナストックへ三四度往返いたし候に付、其毎度遠見せしに、一塊の小島なれども、皇國之裨益に成へき島嶼にして、却て南方なる小笠原島よりも、一層専務之地ニ乍卒忽被存候、然るに一字之住民なく、一箇の耕地なし、自然外人之洪益ニ成行可申哉も難計、遺憾不尠、既に外人自在に伐木致し、船舶にて持去候事も屢有之由承り候間、左に其大要を掲げ建白いたし候也、

我か隠州の北に在る松島者、南北凡そ五六里、東西二三里の一孤島にして、海上より一見する一字の人家なし、此松島ニ竹島は共に日本ニ朝鮮ニの間在れども、竹島は朝鮮に近く、松島者日本に近し、松島の西北之海岸は岩石堅立して斷岸數百丈、飛鳥に非ざるよりは近づくへからず、又其南の海濱は、山勢海面に向つて漸次に平坦に屬し、山頂より三四分の所に、其幅數百間なる瀑水あれば、平地の所に田畑を設け、耕作するに便なるへし、又海邊諸所に小灣あれば船舶を繋ぐへし、加之本島は松樹鬱々して常に深緑を呈し、嶺山も有云へり、既にウラジナストックに在留する米人コーベルの説には、日本の屬島に松島ニ稱する一島あり、未だ日本にて著手せざるに聞けり、日本の所轄た

る島を、他國の所有ミなさば、其國の寶を他國に投與するなり、抑本島には嶺山あり、巨木あり、且漁の益僅の益等も亦少からず、予に此島を貸し給はらば、毎年大利を得んニ云へり、迂生又熟考するに、樵漁の益にて多分なるへけれども、只樵漁の益のみに非ざるへし、如何ミなれば、此コーベルは今現にウラジナストックに在り、其家屋廣大にして、彼に勝る商人は僅に兩三人なる程の有名なる商人なれ共、商業を専らミせず、常に嶺山のみを心を用ひ、多くの滿洲人を雇ひ、嶺山を専らミして居ものなるに、松島に金屬あるミ唱ふればなり、迂生兩三年前より、此海上を三四回往返して、船中より松島を目撃せしに、嶺山あるや否は明白ならされども、一見する所にては嶺山も有へし、且滿島巨松森々ミして繁茂し、又禿山の所もあれば、嶺山家の見る處にては、必ず嶺山ならんミ見るへし、然れども迂生は其鑑定を知らざれば嶺山を以て論せず、唯希望する所は、彼島の大木を伐り、其良材を今盛大に開港するウラジナストックに輸出し、或は下の關へ送りて賣却し其利益を得ん、又果して嶺山ある時は、嶺山をも開き、漁農を植へ、開拓して往々皇國の所有ミなさば莫大の利益ミならん、既に朝鮮國ニ條約を結ひたる上は、威鏡道邊にも開港ありて、互に往復あるへければ、必ず松島は其道路にして要島なり、加之彼我の船舶航海中難風に逢ひ、日數を経て薪水に乏しき時は、此島にて碇泊すれば甚便利なり、且又ウラジナストック港追日益隆盛に至るへければ、各國より諸品輸出入の航海家も難風に逢ひ、或は薪水に乏しき時は、本島に入港すへければ、一港を開き燈臺を設くへし、左すれば獨り本朝のみに非ず、各國航海家の安堵に歸し、皇國の仁意を仰ぎ、皇國の仁政を感佩すへし、是れ所謂一舉にして兩全を得る者にして、外に仁を施し、内に利益を得るなり、且又日朝兩國の人民毎年漂流する者頗る多し、此人民を助くるは、日朝 國の仁愛、加之各國人民も餘愛を得て、皇國を尊敬し、益交際の厚きに至るへし、仰き ぶ所

は、此島を開き、農民漁夫を植へ、物産に精力を盡さしむるに在り、迂生兩三年來此海上を航海する事既に三四回に及びしに、一見する毎に、本島の開港を思はざるなし、殊に昨明治八年十一月ウラジナストックに渡海せし時は、彼島の以南より難風に逢ひ、夜に入り松島に觸れん事を恐れ、船中の衆人千辛萬苦すれども、暗夜にして且大風雨、或は大雪となり、更に此島を見る事能はず、如何あらん船中の衆人只大息を發し、黙するのみの事ありつれば、先づ急に此島に燈臺を設立あらん事を請ふ、

明治九年七月

武藤平學(註五)

武藤平學の願書について注意を要するのは、島名の混雜甚だしいことである。武藤の松島は鬱陵島を指すと明白であるにも拘はらず、彼は同島をリヤンクウル島と混同して居る。

武藤の願書提出せらるゝや、同年七月十三日兒玉眞易(或は武藤の共同計畫者であらう)といふもの亦建議して、武藤の計畫の時宜を得たるを以て、一日も早く實現せられたきを述べ、且開拓の順序として十箇條を列擧した。武藤願書の内容を箇條別にしたものに過ぎない。武藤及び兒玉の出願は、ウラディウオストク在留日本人間に多大の反響を來したものであらう。同年十二月千葉縣下總國印旛郡佐倉町齋藤七郎兵衛といふもの、亦同地滞在中、松島開拓を瀨脇貿易事務官に出願した。其内容は瀨脇事務官進達書類に見えないが、武藤平學のそれと大同小異であつたもの、如くである。猶是等の請願と全然別個に、明治十年島根縣士族戸田敬義といふもの、竹島(此場合は正しく鬱陵島を指す)開拓を、島根縣令佐藤信寬に出願したが、舊幕以來の關係を熟

知せる縣廳によつて直ちに却下せられた。(註六)

瀨脇貿易事務官は、松島開拓に同意であつたもの、如く、武藤平學、兒玉眞易、齋藤七郎兵衛の願書を本省に進達した。此に於て必然的に惹起したのは、松島竹島の別の有無、その所屬の問題である。博學を以て自他に任ずる外務省記録局長渡邊洪基(帝國大學第一次總長)は古今東西の記録、地理書、その他雜書によつて考證し、松島竹島の別島なるを斷じ、但しヨーロッパ各國の地名字彙、地圖によるも、日鮮いづれの所屬なるや猶不審あれば、調査を命ぜられたしと上申した。

此問題は不急として暫時放置せられて居たが、明治十一年八月十一日に至り、かの齋藤七郎兵衛は、長崎縣下肥前國高來郡神代村下村輪八郎と共同し、ウラディウオストクより帆船に搭じて、松島を調査せんことを瀨脇貿易事務官に出願した。瀨脇事務官亦松島實地踏査の必要を認め、本省に上申したものである。(註七)

當時外務省内に於ては、公信局長田邊太一(舊幕府外國奉行支配組頭)を初め、松島を以て鬱陵島の別名とし、朝鮮國領たるを認むる説有力であつたが、猶松島を以て鬱陵島以外の天産豐富なる島とする説もあり、所屬問題についても疑義を生じ、軍艦を派遣して調査せしむる説が行はれた。然るに外國領土に軍艦を派遣するの彼の猜疑を招くことを懸念して、反對するものもあつた。(註八)

然るに明治九年二月二十六日日鮮修好條規第七款により、朝鮮國政府は日本國航海者の朝鮮沿岸測量の權を認めて居るので、參議兼外務卿寺島宗則は海軍省に移牒して、同島探險のため軍艦派遣の事に決した。乃ち明

鬱陵島 その發見と領有 (田保橋)

治十三年軍艦天城は命によつて松島を探險し、其結果目下問題となれる松島は、その實朝鮮國領土たる鬱陵島たる事判明した。別に鬱陵島の東南方にリヤンクウルなる大巖礁あり、曩に武藤等がリヤンクウル岩と鬱陵島を混同したもので、竹島に比定すべきを復命した。是松島拓殖論に最後の決定を與へたものである。(註9)(完 昭和五年八月二十六日於漢城駱山下梨花草堂稿)

(註1) 外交志稿卷三〇貿易篇第一朝鮮、

(註2) 日本財政經濟史料卷九交通之部二第三水運、

(註3) 通航一覽卷一三七、

(註4) 末松謙澄 防長同天史(大正十年刊)卷二 二四六一二四七頁、松菊木戸公傳(昭和二年刊)卷上 四五一四六頁、

(註5) 渡邊洪基松島之議、本書は松島開拓に關する外務省書類の綴込で、卷頭に渡邊記録局長の上申書致通收められてゐるので、便宜上此名を附したのである。

(註6) 善隣始末附錄、松島之議、

(註7) 松島之議、

(註8) 松島之議、

(註9) 善隣始末附錄、改訂締盟各國條約彙纂(明治十七年刊)一五六頁、

【附註】 瀨島壽人について、李者は明治九年六月十二日外務省七等出仕より、ウラディヴォストク駐在貿易事務官に任ぜられたことを知るにとゞまる。同氏竝に林深造の共著に、鷄林事略二卷(明治九年四月刊)がある。内容は簡單であるが、明治初期の朝鮮要覽としては、最も正確なものである。

## 朝鮮文學源流略論

總論

洪

憲

朝鮮之文學大本、其源甚遠其品甚博、政不可以淺見海識、一言句斷也、蓋其地連大陸、文化之從西輸入、厥惟久焉、故其記錄之淵滙而成章者、皆以漢字、融爲自國之文也、第其尤然大而泓然廣者、實以歷代變嬗、未免淪沒、而如古記留記今不知其爲何等文章耳、竊意李勣之來寇高句麗、百濟之見衄於蘇定方也、舊傳自國之真正文學、必盡燼於是日也、至若新羅統一之後、有能以方言、解釋九經者、然亦以漢字、析爲方言、其他民間歌謠雜曲、又皆以漢字點化、此外又有公行文字、務要曉人、而或取義或取音、如吏讀等是也、至于李氏開國、世宗首出、始作國文、風聲鶴唳水流花謝、皆得以任意形容也、故以是而撰龍飛御天之歌、又以此而解釋經傳之句讀訓義矣、然其公行曉民之文牒、則依然以漢字翻爲吏讀而通行者、實緣習久而取便故耳、且其需用之法、雖有不同、而以漢字、定爲自國之文學、則較然明甚矣、是以凡其華國金秘之策、天人性命之論、選舉銓注之具、錢穀甲兵之簿、治內固圉之方、審理判批之法、以至騷人墨客遊戲詞翰者、拘儒俗士紛拏章句之類、總之以漢字鍛鍊